

臨床実習指導者手引き（指導編）

1) 臨床実習指導者の構成

臨床実習生 1 人に対して指導者 1 名を配置する。

①指導者の要件：臨床経験 5 年以上。

日本理学/作業療法士協会の新人教育プログラムを修了していること。

臨床実習指導者講習会を修了していること。

2) 臨床実習生の対象症例を選ぶ際の留意点

①可能な限りクリニカルパス適応（概ね治療計画が定まっている患者）から開始し、学生の理解度等に応じて展開する。

②実習期間の適当な時期に対象となる患者がいない場合は、骨折、脳血管障害等、実習目的にふさわしい適当な症例を選択する

【関わるべきでない症例】

①患者またはご家族から、臨床実習生が関わることを拒否された。

②臨床実習生が関わるには医学的リスクが高い。

③臨床実習生が関わることで患者の心理・精神面に悪影響を及ぼす可能性がある。

④臨床実習生が患者から暴言や暴力などの不利益を受ける可能性がある。

⑤患者の社会的背景を考慮して、臨床実習生が関わるべきでないと判断される。

3) 臨床実習生の診療見学・参加についての留意点

【患者の承諾】

診療見学・参加の前に必ず患者の承諾を得る。また承諾を得た後でも、患者から不承諾の申し出や、臨床実習生が患者と良好な関係性が築けられな
いと判断されれば、見学・参加は中止する。

【臨床実習指導者の心構え】

①臨床実習生が円滑に診療に参加できるよう支援する。

②参考となる書籍や文献を適宜紹介し、臨床実習生が自ら学ぶ力を支援する。

③事前に見学の目的を確認してから診療に入るよう心がける。

④指導者が対応できない事象が起こった場合は、室長の指示を仰ぐ。

【難易度の調整】

- ①指導者以外のスタッフも臨床実習教育者として、クリニカル・クラークシップの原則である「見学」、「模倣」、「実践」の段階付けを図りながら臨床実習生と関わる。

見学：説明を加えながら見学させる。指導者を見て学ぶ段階。

模倣：指導しながら繰り返して実践させる。手取り足取り教える段階。

実践：模倣を繰り返し、スキルを習得する。指導者が手を退いていく段階。

- ②事前に具体的な指示を与え、目的を明確にして診療に参加できるようにする。

4) 臨床実習生への指導（事前計画とフィードバック）

【事前計画】

- ①診療参加の前に臨床実習生との打ち合わせを行い、1日のスケジュールや目標の確認を行う。

（朝ミーティング後 10 分程度の打合せを行う）

- ②事前情報については、カルテ閲覧などの時間調整を組む他に、疾患や治療計画についての再学習する時間も設ける

【フィードバックの有無について】

指導者は、原則として臨床場面で完結できるよう努め、フィードバックの時間を通常計画として設ける必要はない。リアルタイムでの指導が最優先である（指導者スキル）。

ただし、一日の振り返りとして、実習生自らの意見を伺う機会を設けるのであれば、その時間を設けてもよい。（おおよそ 10 分程度）

【フィードバック】

フィードバックを行う場合、以下の点に留意する。

- ①必要に応じ行い、情報量が過多にならないよう内容を整理して行う。
- ②実習生自身が理解出来ない部分は、改めて臨床場面で見学・模倣・実践を行うよう努める。
- ③指導者の意見の押し付けにならないよう臨床実習生の話をよく聞き、臨床実習生自身が考えをまとめられるよう支援する。また、実習生の理解度を把握し課題設定を行う。
- ④フィードバックを必要とする場合は、時間が長くないよう注意する。
20 分程度を目標とし、連続指導は長くとも 30 分以内が望ましい。
- ⑤30 分を越える指導が必要とされるときは、実習生の負担を考慮し短時間

指導を複数回行うよう心がける。また指導内容の焦点化を行い、段階づけて行う。

- ⑥30 分を超える指導が必要と判断される場合は、室長に時間内調整かもしくは時間外指導かを相談すること。また、時間外指導に当たる場合は、室長以上に時間外申請を行うとともに、実習生にその指導の目的・終了時間を事前説明し理解を得て計画的に行うこと。
- ⑦就業後のフィードバックは遅くとも 18 時までとする。
なお、勉強会等で延長する場合は、予定の事前説明を行い実習生の理解を得ること
- ⑧指導者は、必要に応じてその他スタッフへもフィードバックを依頼し、指導内容について申し送りを受ける。
- ⑨指導に当たっては抄読が推奨される文献を参照し、指導者の経験論ではなく、できる限りコンセンサスや根拠の示された情報での説明を心がける。

5) 当院における特徴的な部署や事項の見学

疾患や生活への理解を、より深く学ぶことの必要性の機会を得る目的で、以下についての見学も検討する。

【経験症例に関すること】

- ・各階カンファレンス・整形外科カンファレンス、担当者会議
- ・作業療法（嚥下訓練）、スプリント・装具作成

【リハビリテーション室の業務の見学】

- ・訪問リハビリ（訪問リハビリ担当者、ご本人・家族へ事前打診）
- ・家屋調査（ご本人・家族の承諾のもと）
- ・介護予防事業等の委託業務

見学に当たっては、指導者に一任する。ただし実習目標に到達していない場合は、実習目標を最優先する。また、上記業務見学においては、目的が定まっていることが重要である）

【他部署の業務の見学】

- ・他職種との情報共有、病棟 ADL
- ・手術見学

【その他】

- ・各種勉強会への参加